

1 - 1 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

理事長	須藤 隆典	県所管部課名	健康福祉部 健康福祉政策課	
設立年月日	昭和52年12月5日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	1名	
	監事	2名	名	
	職員数	176名	128名	県派遣10名
業務内容	青森県から委託を受けた知的障害児施設青森県立八甲学園、養護老人ホーム青森県立安生園及び青森県知的障害者総合福祉センターなつどまりの管理運営等			
経営状況 (平成16年度)	当期収入	1,912,018千円	(その他参考)	
	当期支出	1,924,373千円	県補助金	114,266千円
	(うち事業費	297,154千円)	県委託料	1,713,768千円
	当期収支差額	12,355千円	退職給与引当金不足額	225,013千円

(2) 沿革

当法人は、県で開設する知的障害者の総合的援護施設「青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり」の受託経営を目的として、昭和52年12月に「青森県社会福祉事業団」の名称で設立された。

その後、県は福祉施設等の先駆的、モデル的役割を担う運営を目的として、当法人に県立の「青森県社会福祉研修所」(昭和62年4月) 養護老人ホーム「安生園」及び「釜臥荘」(平成5年4月) 知的障害児施設「八甲学園」(平成5年4月)の4施設を委託した。

また、平成14年4月1日、当法人は広く県民の健康や福祉に係る効率的・効果的な事業を展開するため、財団法人青森県長寿社会振興財団(平成3年7月設立)と統合され、「社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団」に法人名を変更した。

設立以来、当法人は県が設置した福祉施設等を受託運営してきており、社会福祉施設及び民間社会福祉法人の絶対数が不足していた当時においては、その役割は大きなものがあった。しかしながら、近年の民間の社会福祉法人の質・量の充実を背景に、社会福祉行政も変化し、平成14年8月には、県による社会福祉事業団の設立根拠となっていた「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和46年7月16日付け、各都道府県知事あて厚生省社会・児童家庭局長連名通知。いわゆる「46通知」)が地方自治法に基づく「技術的助言」に留まるものとされ、また、平成15年6月の地方自治法改正による指定管理者制度の創設もあり、県立の施設を受託経営するために設立・運営されている当法人のあり方の見直しが行われた。

県は平成16年12月に改定された青森県行政改革大綱の中で当法人を「一層の効率的な業務運営体制を構築するため、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成19年度までに独立民営化を行います。」と当法人の改革の方向性を定めたところである。

なお、当法人が受託運営していた「釜臥荘」は平成17年3月に民間譲渡されている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

民間活力を活用して行政サービスの向上と効率化を図る指定管理者制度が、平成18年度から導入される中で、当法人の独立民営化が選択されたことについては、施設利用者に対して継続した処遇を確保するための方策として理解できる。

当法人の平成19年度の独立民営化に向け、解決すべき課題は山積している。本年度の公社等ヒアリング及び提出された資料によると、課題として次のような項目が掲げられている。

- ・施設利用者に対する処遇水準の維持
- ・設置目的等の見直し
- ・人事組織体制の見直し
- ・老朽化した施設・設備への対応
- ・各施設の現行機能の見直し及び新たな事業への取り組み
- ・給与制度の見直し
- ・独立民営化後当面の施設運営費等への対応

公社等ヒアリングにおいて、これらの課題について説明を受けたが、これらの課題は当法人を独立民営化するに当たり真摯に取り組んでいかなければならないものとして理解した。

当法人及び所管課の課題への取組状況を確認したところ、まず、推進体制については、当法人及び所管課、それぞれに課題検討のため専門組織が設けられ、連携した取組を行っていく体制が整備されている。そして、課題に対しては、各課題を細分化し、個々にスケジュールを策定している状況が確認できた。しかしながら、それぞれの課題の解決の方向性については、各項目が関連しており、現段階では提示できず、今年度中には個々の課題の概ねの方向性を定めた上、全体的な方向性についても検討したいとの説明があった。

このように、現段階では課題解決の取組は、課題を抽出し、平成19年度をリミットとする大まかなスケジュールを策定したという状況にある。困難な課題が多いこと、検討期間がまだ残されていること及び課題解決には予算措置の問題もあること等を踏まえれば、当法人及び所管課の取組状況は、慎重に検討を進めているものとして理解できる。施設利用者に対する処遇水準の維持という課題一つをとってみても、民営化後の効率的な業務運営と処遇水準の維持の両立の難しさ、その中でバランスをとる必要がある等、課題としては抽出できても、その解決の方策を直ちに導き出すことは困難であろう。

当委員会としては、当法人及び所管課の課題解決の方向性に関する検討等、今後の取組に期待する。その際に留意していただきたい点については、(4)当法人に対する提言で申し述べたい。

イ 経営状況

当法人の経営は、必要な経費は県からの委託料及び補助金により賄われるため、利益も損失も発生しない構造となっている。このため、当法人は、評価シートにおいて特定資金の留保の状況として「県からの委託金については、残額が生じたときは全額を県に返還することになっているため、留保できない。」とコメントしているところである。

なお、平成16年度において当期収支差額が12,355千円の赤字となっているが、平成15年度に取り崩し特定預金収入とした13,500千円を平成16年度に特定預金支出として戻したことによるものであり、経営上問題はない。

しかしながら、この利益も損失も発生しないという経営構造及び将来の支出に備えて必要な引当や積立を行ってこなかったということが、当法人にとって、いくつかの課題を生じさせている。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書及び包括外部監査結果報告書におい

て、当法人は「退職給与引当金を計上する」ように指摘を受けている。当法人は、退職給与引当金を「青森県すこやか福祉事業団の退職手当に関する規則」に基づいて算出し、このうち福祉医療機構から一部充当される金額を差し引いた不足額について「青森県社会福祉施設等管理運営委託契約」に基づき県が負担すべきものとしている。当法人は、この県負担額は支出が必要になった時点で県から交付されるという理由で、退職給与引当金を計上せず、貸借対照表の注記に退職給与引当金相当額（225,013千円）として表記するに留まっている。

この点については、当委員会も「資産の状況にかかわらず、存在する全ての負債を計上しなければ財務情報利用者の誤解を招きかねない」とする昨年度の委員会と立場を同じくするものである。引当を行い適切な財務諸表を作成した上で、それに伴う欠損金部分は県により手当されると説明したほうが分かりやすく、独立した法人として適切な処理方法であると考えます。

なお、当法人は内部留保が生じない経営構造であることから、独立民営化後、施設が譲渡されることになれば、老朽化した施設・設備への対応として必要となる修繕費用や当面の施設運営費等、それらに対する資金面の手当ては独立民営化に当たっての大きな課題となっている。

ウ 業務執行状況

独立民営化により施設を譲渡されることにより、現在10名いる県派遣職員は全員引揚げとなり、施設管理運営に係る委託料も無くなる等、当法人の経営は自主独立経営が行われることとなるが、収入に見合った自立経営を可能としていくためには、課題も多い。

当法人の職員の給与は「46通知」に基づき県職員に準拠したものとなっており、人件費は民間の社会福祉法人よりも高額な給与水準となっている。また、経費に占める人件費の割合も高く独立民営化に当たっては、自立経営が可能な人件費としなければ経営が成り立たなくなることから、人件費の削減は避けられない。

人件費の削減に当たっては、人員体制及び給与水準の見直しが検討されることとなる。当法人からの報告によれば、組織のスリム化・フラット化に当たっては、施設利用者の処遇水準の維持を念頭に、直接処遇に関わる職員はなるべく確保し、その他の直接処遇に関わらない部分は外部に委託すること、中間管理職部門の廃止を行うこと等を検討しているということであった。しかしながら、施設利用者の処遇水準を維持しながら、職員の給与水準を下げ、アウトソーシングや非常勤化等を進めていくことのバランスをどうとっていくかが大きな問題であり、保護者に不安を与えないような対応を望む。

独立民営化に向けて業務及び収益を確保するため、新たな事業への取組も検討しているとの報告を受けた。例えば「八甲学園」での発達障害者支援センターの運営受託事業や「安生園」での訪問介護事業所の開設など、収益性も考慮し、当法人のこれまで培ったノウハウ、人材を活用できる事業について検討しているとのことであり、当委員会としてもその必要性を理解するものである。独立民営化に当たっては、経費の削減も必要ではあるが、施設利用者の処遇や職員の雇用を確保するためにも、当法人の専門性や優位性を活用した形で新たな事業にも取り組み、収益を確保し、必要な積立を行うなど、経営を安定させる必要がある。

(4) 当法人に対する提言

当法人の平成19年度の独立民営化については、今後諸課題の解決の方向性が具体的に検討されていくこととなると思うが、検討段階という時機を捉えて、当委員会は次のとおり提言する。

ア 独立民営化に向けての業務及び組織体制等の見直し

当法人は、平成19年度独立民営化に向けて、施設利用者の処遇水準の維持及び自立経営の確立といった独立民営化の目的が達成されるよう、業務及び組織体制等について適切な見直しを行うこと。

イ 独立民営化に向けた諸課題の検討に当たっての留意事項

課題の解決方策の検討に当たっては、施設利用者の処遇水準をいかに維持していくかが検討の起点となること、及び性格の異なる3つの施設の特徴を考慮し、同施設が有する課題を明確にすることに留意しながら検討を進めること。

ウ 職員の意識の向上の必要性

独立民営化した場合、人件費の削減は避けられず、人員体制及び給料水準の見直しが行われることとなるが、その場合であっても、職員のインセンティブ、モチベーションを高めることが、施設利用者の処遇水準の維持にも繋がっていくものと考えられるので、各種見直しに加え、職員の意識向上あるいは自覚の向上などに関する対策も同時並行的に行うこと。

エ 退職給与引当金の計上

昨年度、青森県公社等経営評価委員会の指摘及び包括外部監査人の指摘にもかかわらず、退職給与引当金を計上していないことは遺憾である。貸借対照表に注記している要計上額を退職給与引当金として計上すべきであること。

最後に、独立民営化に伴う県の支援については、所管課は他県の先行事例の視察を行うなど情報収集に努めており、他県の状況も参考としながら、最も適切な対応は何かを検討していきたいとのことであった。当委員会としては、一定の支援策の必要性については十分に理解しており、支援策の検討に当たっては、施設利用者及びその家族の不安並びに本県の実態に配慮し、適切に対応するよう期待する。